

大学改革の系譜…近代大学から現代大学へ

「ただ煉瓦をむやみに積みあげても家ができあがらないと同様に、事実に関する知識をやたらに並べても歴史はできあがらない。歴史とは本来関連した事実を選びだして、その相互関連を評価することである。」

(大窪愿二編訳「ハーバード・ノーマン全集」第四巻、岩波書店 二〇〇一年 一九一〜一九二頁)

「教会」(sacerdotium)、「帝国」(imperium)、「大学」(studium)の三者を、ある中世の著作者は、調和のとれたその共同によって始めてキリスト教世界の生命と健康の保持される、三つの神秘的な勢力ないし「徳」(virtu)として、一体にとらえている。彼にとってこの「大学」は、その関連した「教会」、「帝国」と同様、単なる抽象概念ではなかった。

(ラシュドール 横尾壮英訳『大学の起源』上 東洋館出版社 一九六六年 三七頁)

まえがき

ドイツの大学は、一八世紀から一九世紀を経て、どのように改革され、変化・変遷してきて、現代にいたったのであろうか。これが、本書を貫く基本的問題意識である。こういう問題意識で、これまで書きついできた論文を「大学改革の系譜」という視点から一つにまとめたのが本書である。

時代区分はペーター・モーラフ (Peter Moraw) に従ったが、古典期以降の大学を「現代」として扱っても大きな間違いにはならないと思う。しかし、本書では、古典期以降をもっと細かく分けて考えた方が適切と思っている。一つは、「大学大綱法」(H R G) の下で大学である。しかし「大学大綱法」は連邦議会で廃止が決定され、各州 (Land) の大学法にその精神は生かされることになっている。しかし「大学大綱法」はまだドイツの法令集でわれわれは見ることができる。もう一つは、ボローニャ・プロセスの大学への導入である。二〇〇〇年のことであつた。これは EU が結成され、これにより、EU 諸国のどこの大学で学んでもいいように単位制が導入されたことによる。こういう理由で「現代」を二つに分けて叙述する。

iii
ところで、本書は、三つの部から成り立っている。それぞれの部で部の課題や章を説明する。

そして最終章は、ドイツの大学の特徴を全体的・通史的に考えてみたものである。本書用の書き下ろしである。手っ取り早くドイツの大学の特性を知りたい人は、こちらを見れば分かるであろう。

最後に「付録」として「歴史に学ぶ」をつける。

思いおこしてみると、個々の論文を書いていたときには、それぞれの個別論文を仕上げるのにいっぱいいっぱいであつて、「一八世紀から一九世紀を経て、現代に至るドイツの大学は、どのように変化・変遷してきたのであろうか、ドイツの大学はどのような特性をもっているか」というような全体を貫く問題意識などはなかった。重い石を一つ一つ積み重ねて行くような仕事を一心不乱にやっていたにすぎない。しかしこうして並べてみると、近代大学の成立から、一九世紀から二〇世紀にかけての哲学部の分裂、一九六〇年代後半の世界的学生騒乱を経て「大学大綱法」、そして「現代」の大学へと、尾根伝いに来ていることに我ながらある種の感慨がないわけではない。書いた論考をただ並べるだけでは本にはならず、プロットを作り、そのプロットに沿って論理的に単独の論文を組み込むには個々の論文を書くときとは異なった大きなエネルギーを要する。筆者の興味・関心は、「一九世紀の私講師の研究から始まったのだな」と、本書をまとめていてあらためて気がついた。問題史的に言えば、私講師の問題からはじまって員外教授・正教授、学問領域、ヒエラルキーと広がっていったことが自分でも分かる。関心の中心はいつも大学教師にかかわる問題だったのだなと気づかされる。

現代の大学教育事情にかんしていえば、一九世紀以前のドイツ大学を主に研究している私に、いつも声をかけていただいている有本堂教授（広島大学名誉教授、現兵庫大学高等教育研究センター長）の存在は筆者にとつては大きかつ

た。有本先生自身には別府を歴史と現在を往復させて、見識を広めさせてやろうという意図はなかったかも知れない。しかし私は、有本教授の誘いによつて、現在のドイツの大学の状況について資料を集め、科研の問題意識にそつて解読し、私自身の知見を広めることができた。このことにより、過去のドイツ大学の歴史的事実と現在のドイツ大学の状況を、私なりに往復することができたと思う。これからも往復していきたいと思つている。また、第三部の時代区分にかんしては、木戸裕氏との会話が有益であつた。

私は普段は歴史を勉強している。歴史と現代はメダルの両面であり、現代を理解するためには過去を知ることが必要であり、歴史をよく理解するためには現代のことを知らなければならぬと考へているが、実際に現代のドイツの大学のことを勉強してみると、歴史とは異なつた難しい点があることに気づかされた。歴史と現代は不可分とよく言われるが、本書の第三部では「歴史の方から現代の大学」を見ている。「歴史から現代」をみた景色と「現代から歴史」をみた景色は決定的に違ふと思う。よく現代を論じた本や論文で申し訳程度に歴史に触れているのを見かけるが、捉え方が違ふと思うばあひが多い。しかも歴史は過去の出来事であつてすでに動かないが、しかし、現代は揺れ動いていて「とらえた」と思つても、次の年には変わつてゐる。また、「大学大綱法」のように、廃止が連邦議会で決まつていても、法令集にはまだ載つてゐるということもあつてことは単純ではない。そのうえ、「現代のドイツ大学」だと確信して書いたとしても、刊行されたときには古くなつてしまつてゐることもある。このように現代のドイツ大学を捉へることは困難さが伴う。こういうことを、この作業をしてみても学んだ。

ところで本書は、筆者の胸の中では、一六世紀を軸とした『ドイツにおける大学教授の誕生』（創文社 一九九八年）や一八世紀を中心とした『近代大学の揺籃―一八世紀ドイツ大学史研究―』（知泉書館 二〇一四年）と並ぶ三部

作の一つと位置づけている。本書では、荒削りながら、一八世紀から現代までの重要問題を対象としている。これで、一六世紀、一七世紀、一八世紀、一九世紀、二〇世紀そして現代と、不十分ながら通観したことになる。三部作と言った所以である。この間二度「教育史学会」でのシンポジストに指名されている。それら問題意識の全てが本書には凝縮されていると自分では考えている。

凡例

- 1、本書は、これまで書きためてきた論考を「大学改革の系譜…近代大学から現代大学へ」という視点からまとめたものである。
- 1、地の文では漢数字（一、二を用いる。ただし十は一〇と表示する）で表示する。ただし、地の文であっても欧文文献が出版された年や欧人の生きていた年代に言及するときには算用数字を用いる。引用もこの原則通りとする。
- 1、表や図は、表題も含めて算用数字のみで表す。
- 1、「場合」は「ばあい」、「関する」は「かんする」と平がなで表記する。
- 1、本書を作り上げるにさいして、過去の研究論文を現代の研究状況に合わせて大きく書き直した箇所がある。もともと文章と文意と構成とは密接に関係しており、自ずから書き換えには限界があることを意識したが、特に第三部の第二章と第三章は限界ぎりぎりに書き直すとともに、構成も題名も変更せざるを得なかった。
- 1、各章の各論考はその時々で学問的・論理的ニーズに応じてテーマを設定している。資（史）料が重なっているばあいがある。このことについて読者の海容をお願いしたい。
- 1、現代ドイツの学術論文を見ればすぐ分かることであるが、文献名はイタリアックスでは書いてない。アメリカをはじめとする英語圏ではイタリアックスで書くのが普通である。英語圏のやり方をまねているのである。本書では、ドイツの大学を扱っているにもかかわらず、日本でも文献名はイタリアックスで書くのが普通であるから、本書でも読者の便宜を考慮してイタリアックスで書いてある。

大学改革の系譜…近代大学から現代大学へ／目次

まえがき	iii
凡例	vii
序章	3
第一部 ドイツにおける近代大学の成立	9
第一章 ドイツ大学史における一八世紀の位置	11
本章の主題	11
1 P・モーラフによる時代区分	12

2	古典期以前の時代における前半期の特徴	13
3	古典期における大学の特徴	15
4	古典期以後の大学	17
5	古典期以前における後半期の特徴――18世紀を中心に	19
	（1）大学と国家の関係において生じた変化	19
	（2）大学内部における変化	20
6	教授された学問領域	23
	（1）ケーニヒスベルク大学の新講義規定	23
	（2）ハイデルベルク大学の1774	
	年の規定	25
7	講義の種類	28
	終わりに――ドイツ大学史における「近代」とはなにか	29
第二章 一九世紀に至るまでの私講師の系譜にかんする考察		
	はじめに	36
1	私講師の起源・系譜についての二つの学説	37
	（1）中世大学起源説	37
	（2）ホルンの一六世紀発生説	39
2	「中世起源説」と「一六世紀発生説」の比較検討	40
	（1）中世大学に「私講師」はいたか	40
	（2）私講師（praeceptor privati）の発生	42

3	「私講義」の発生と普及	46	(4)「私的教師」をめぐる歴史状況	48
3	大学教授資格試験(ハビリタツイオン)導入の歴史的意義			51
	(1)大学教授資格試験(Tabilitation)とはなにか	52	(2)大学教授資格試験導入以前の 大学教授の養成方式とその変容	52
	(3)大学教授資格試験導入の理由	54	(4)大 学教授資格試験導入の影響	55
	(5)私講師制度の普及	55		
	結語			56
	第三章 大学教授の精選とハビリタツイオンの導入			61
	問題の設定			61
1	中世から大学教授資格試験の導入・確立以前の時期			62
	(1)中世	62	(2)二六世紀	66
2	大学教授資格試験の確立以後の時期			68
	(1)大学教授資格試験導入の歴史的背景	69	(2)大学教授資格試験の概要	70
	(3)私講師の教授への昇格	70	(4)教授資格の剥奪	71
	(5)他の大学から転任して 来る私講師	71	(6)教授の任命方法	72
3	現代の状況			74
	(1)大学教授になるまで	74	(2)大学教授資格試験のやり方	74
	(3)教授の選任方			74

法 76 / (4) 教授人事決定の手順 76

まとめ

77

第四章 ドイツ大学史における公と私——カントの「理性の公的使用」と「理性の私的使用」……82

問題の設定

82

1 ドイツ大学史における公私論

82

(1) ドイツ大学の歴史的性格 83 / (2) ドイツ大学における大学教師団の成り立ち 85

2 カントによる公私論の展開

88

(1) カントの『啓蒙とは何か』にみる公私論 88 / (2) カントの「理性の公的使用と

私的使用」の意味内容 89 / (3) 理性を公的および私的に使用する職業人の実例 90 /

(4) カントが「理性の公的使用と私的使用」を主張した理由 99

3 結語

100

第二部 古典的大学の創設と変容

第一章 ベルリン大学創設の理念

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 主題の設定と大学史における時代区分 | 108 |
| 2 | フンボルトの大学論 | 112 |
| 3 | ベルリン大学の創設と一九世紀ドイツ大学の変容 | 117 |
| | (1) 国家の施設と自治団体という二重性格 | 117 |
| | (2) 学部構成・伝統的な神学・法学・ | |
| | 医学・哲学の四学部制 | 118 |
| | (3) 正教授支配の大学・意思決定機構、大学運営の担い手 | |
| | は正教授 | 118 |
| | (4) 学部の任務 | 119 |
| | (5) 哲学部の教育の使命 | 120 |
| | (6) 教授任命の方 | |
| | 法 | 121 |
| | (7) 競争原理の導入 | 121 |
| | (8) 大学は総合大学 (Universitas Litterarum) である | |
| | べきである | 122 |
| | (9) 一九世紀におけるドイツ大学の変容 | 124 |
| 4 | ベルリン大学創設理念についての現代における評価 | 126 |
| | (1) 教育目標の変容 | 127 |
| | (2) 大学運営システムの変化 | 128 |
| | (3) 大学の大衆化 | 129 |
| | (4) 総合大学 (universitas litterarum) の理念 | 130 |
| | (5) 「統一」という考え方 | 130 |
| | (6) 国際化、欧州連合の結成への対応 | 131 |
| | (7) ジュニアプロフェッサー | |
| | (Juniorprofessor) 制の導入 | 131 |

5 結語..... 132

第二章 ベルリンにおける大学と学部概念..... 137

1 問題の設定..... 137

2 ベルリン大学はいかなる位置をしめているかー大学史における時代区分..... 138
 (1) P・モーラフによる時代区分 138 / (2) 古典期における大学の特徴 139

3 大学や学部は当時どう考えられていたかーベルリン大学の大学・学部概念..... 142
 (1) ベルリン大学学則にみる大学概念 142 / (2) 学部概念 146 / (3) 講義目録 156
 (4) 学位規定(Promotionsbestimmungen) 157 / (5) ハビリタツイオン規定
 (Habilitationbestimmungen) 161

4 大学と学部との関係..... 164

5 大学と国家との関係..... 166

6 私講師の教授への昇格..... 170

7 教授の任命方法..... 171

まとめ..... 172

(1) 大学について 172 / (2) 学部について 174 / (3) 大学と学部との関係 175 / (4) 大
学と国家との関係 176

第三章 一九世紀ベルリン大学における私講師

序	本章のねらい	178
1	「大学教授資格試験」による「教授資格」の取得	180
	（1）「大学教授資格試験」のやり方	180
	（2）「教授資格」の効力とその歴史的性格	183
	／（3）私講師職への採用	184
2	私講師の教授活動	185
	（1）大学で教える権利を有する者	185
	（2）私講師の教育機能	185
3	教授職への昇進	188
	（1）大学教授候補者の貯水池としての私講師制度	188
	（2）教授への推薦の仕方	189
	（3）教授職昇進のための条件	190
	（4）公の原理と私の原理	192
4	私講師と学部および国家との関係	193
	（1）学部の特性	194
	（2）学部と私講師との関係	195
	（3）私講師と国家との関係	197
5	要約と概観	197
	（1）一九世紀前半の私講師の基本的性格	198
	（2）一九世紀後半における私講師の性 格の変容	198

第四章	一九世紀後半から一九六六年に至るドイツ大学史における学部編成	204
1	問題の所在	204
2	哲学部の分裂数と大学数	205
	(1)一九世紀初頭から一九一一年まで	209
	(2)一九一一年から一九二二年まで	210
	(3)一九二二年から一九二五年まで	212
	(4)一九二五年から一九三六年まで	213
3	総括的考察	213
第五章	哲学部の歴史的変容——テュービンゲン大学の理学部の設置をめぐって	216
	はじめに	216
1	哲学部の「分裂」過程	217
	(1)論争と事態の経緯	217
	(2)「分裂」過程の二つの問題	221
2	理学部の制度的実態と性格	226
3	哲学部の「分裂」——理学部設置の諸要因	228
4	哲学部の分裂の影響	234
	まとめ	236

第三部 大学大綱法施行とボローニャ・プロセスの時代

241

第一章 大学大綱法下のドイツ大学教師の種類——歴史的パースペクトからの考察

244

1 問題の設定……………244

2 大学大綱法下の教師の種類……………245

3 教授以外の教師たち……………248

(1) 学術助手・芸術助手 248 / (2) 上級助手・上級技師 249 / (3) 大学講師 250 /

(4) 学術共働者・芸術共働者 251

4 給与の額……………252

5 歴史的展開……………254

(1) 地位構成 254 / (2) 一九世紀後半から二〇世紀初めの教師の地位構成 256

結語……………257

(1) 大学教師の属性 257 / (2) 結論的に言えること 258

第二章 大学大綱法下におけるドイツ大学の教育事情……………262

問題の設定	262
1 ドイツ大学の法的地位	262
2 大学の使命	263
3 ドイツにおける学修課程の構造と学位	265
(1)学修課程の構造 265 / (2)ディプロム学位 (Diplomgrad) 266 / (3)マギステル・ アルティウム (Magister Artium, M.A) 試験 269 / (4)博士学位 (Dr. phil) 試験 271	
4 学位取得者数、卒業者数	272
5 マギステルやドクトル論文作成のための教授方法	273
6 大学試験と国家試験	274
7 大学教師の養成 — ハビリタツイオン (大学教授資格試験)	274
8 高等教育システムの種類と学生数	276
9 大学に入学するための資格	277
10 授業の形態	278
第三章 大学の改革動向	282
1 大学大綱法の改革	283
2 学修課程の構造化 — 基礎学修 (Grundstudium) と専門学修 (Hauptstudium)	284

3	単位制の導入	286
4	学位の国際標準化―バチエラーとマスターの導入―	288
5	大学運営方式の改革	289
6	教育(授業)の改善努力	290
7	大学評価と財政支援	291
	まとめ	292
	第四章 現代ドイツにおける大学教師の養成・任命・任務・給与	295
1	大学をめぐる法制の変化	295
2	大学教師のヒエラルキー	297
	(1)「大学大綱法」施行以前	297
	(2)「大学大綱法」施行以降	298
	(3)「ポローニャ・	
	プロセス」導入以降	300
3	教授の任命条件	302
	(1)ハビリタツイオン	302
	(2)ジュニアプロフェッサー(Juniorprofessor)	302
4	教授の使命・任務	304
5	教授の給与	306
	結語	308

終章

311

付論 歴史に学ぶ

317

I 「ドイツ大学史と教育史」

319

(1) 教育史と大学史 320 / (2) ドイツにおける個別大学史の編纂 322 / (3) ドイツに

おける大学史研究の担い手 326 / (4) シンポジウムのご感想 327

II 「教育史学会福岡大会シンポジウムにおける意見」

330

(1) 「大学とは何か」という問題を歴史的に考える 330 / (2) 大学を構成する人的要素

と学問 331 / (3) 大学教育の結果、学生が身につけるもの 334 / (4) 現代大学における

教育の自由 335 / (5) 三人の報告者に聞きたいこと 336 / (6) 私の意見のまとめ 337

あとがき

339

人名索引

347

事項索引

356

著者略歴

別府昭郎（べっふ あきろう）

1945年6月宮崎県小林市に生まれる。1973年4月明治大学文学部助手。1975年4月専任講師。1980年4月助教授（現在の准教授）。1982—1983年在外研究（ミュンヘン大学の歴史研究所（文書館）にて大学史の研究に従事）。1989年4月明治大学文学部（教職課程）教授。1996年4月二部教務部長（いまの副学長）に選出さる。1999年1月博士（教育学）。2002年4月教職課程主任（2009年3月まで）2008年4月明治大学史資料センター長。2016年3月31日定年退職。

著作

『道徳教育の現状と動向—世界と日本—』（共著、ぎょうせい、1982年10月）、『世界の幼児教育』（共著、日本ライブラリー、1983年5月）、『西ドイツにおける事実教授の教科書分析』（共著、ぎょうせい、1987年7月）、『学校淘汰の研究』（共著、東信堂、1989年7月）、『生活科への提言』（共著、ぎょうせい、1992年1月）、『教育実習57の質問』（編著、学文社、1992年7月）、『明治大学史 第3巻』（共著、明治大学、1992年10月）、『西洋教育史』（共著、福村出版、1994年5月）、『ドイツにおける大学教授の誕生』（単著、創文社、1998年3月）、『明治大学の誕生』（単著、学文社、1999年4月）、『大学史を作る』（編著、東信堂、1999年6月）（これは上海海洋大学外国語学院の王海涵副教授の手で中国語に訳された）、『大学の指導法』（編著、東信堂、2004年1月）、『常民史学への視座 後藤総一郎人と思想』（共著、後藤聡一郎先生追悼集刊行会、2004年1月）、『大学院の改革』講座第4巻「21世紀の大学・高等教育を考える」（東信堂、2004年7月）、『大学教授の職業倫理』（単著、東信堂、2005年4月）、『教育史学の最前線』（共著、日本図書センター、2007年3月）、『大学再考』（共著、知泉書館、2011年3月）、『近代大学の揺籃—八世紀ドイツ大学史研究—』（単著、知泉書館、2014年4月）

大学改革の系譜：近代大学から現代大学へ

2016年11月5日 初版第1刷発行

〔検印省略〕

*定価はカバーに表示してあります。

著者 © 別府昭郎 / 発行者 下田勝司

印刷・製本 / 中央精版印刷

東京都文京区向丘 1-20-6 郵便振替 00110-6-37828

〒113-0023 TEL 03-3818-5521 (代) FAX 03-3818-5514

発行所
株式会社
東信堂

Published by TOSHINDO PUBLISHING CO., LTD.

1-20-6, Mukougaoka, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0023 Japan

E-Mail : tk203444@fsinet.or.jp <http://www.toshindo-pub.com>

ISBN978-4-7989-1397-1 C3037 © Akirou Beppu